

公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構予算規程

制 定 令和7年1月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人医療系共用試験実施評価機構（以下、「機構」という。）における予算の作成、執行、執行結果の報告、その他機構の予算に関する事項を定め、予算の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(予算の定義)

第2条 この規程における予算とは、機構における活動に関する計画を明確に計数化したものをいう。

(予算単位と予算責任者)

第3条 予算単位は各部単位とし、予算責任者は事務局長とする。

第2章 予算の作成

(予算編成方針)

第4条 理事長は、予算を作成するための具体的な考え方を示した予算編成方針を策定する。

2 予算編成方針は、策定後直ちに予算責任者に通知する。

(予算単位の予算案)

第5条 予算責任者は、予算編成方針に基づき予算案を作成し、理事長に提出する。

(予算責任者への配分及び通知等)

第6条 理事長は、予算を決定した場合には、予算責任者に配分し、その旨を通知する。

2 予算責任者は、前項の通知を受けた場合、その内容を各部長に通知する。

第3章 予算の変更

(予算単位間の振替)

第7条 予算責任者は、予算単位間で予算を振り替える必要が生じた場合には、理事長の承認を得なければならない。

(予算の流用)

第8条 予算責任者は、配分を受けた予算のうち予算の区分間において、金額を移し替えて流用する必要が生じた場合には、理事長の承認を得なければならない。

(予算変更の決定及び配分)

第9条 理事長は、利益剰余金の活用や収支に重大な影響を及ぼす予算の変更を行おうとする場合には、理事会の審議を経て決定する。

2 理事長は、前項の規定により予算の変更を決定した場合には、予算責任者に変更する予算を配分し、その旨を通知する。

3 前項の場合、第6条第2項を準用する。

(緊急を要する場合の予算の変更)

第10条 理事長は、真に緊急やむを得ない場合に限り、前条第1項の手続きを経ずして予算を変更することができる。この場合、理事長は直近の理事会にその旨報告する。

2 前項の場合、前条第2項及び第3項を準用する。

第4章 収入予算

(収入予算の確保)

第11条 理事長及び予算責任者は、事業年度の収入予算を確保し、財務の健全性を維持するとともに、機構の発展に資するよう努めなければならない。

第5章 支出予算

(予算責任者の確認)

第12条 各部長は、第2章又は第3章により決定された予算の執行に先立ち、支出の原因、根拠を説明する書類及び支出計算書案を作成し、予算責任者の確認を受けなければならない。

(予算責任者の責務)

第13条 予算責任者は、予算の区分毎の目的や差引状況と照らし合わせ、次の各号に掲げる観点を踏まえ、前項の確認を行わなければならない。

(1) 機構の事業計画が適切かつ効率的に達成できる内容かどうか

(2) 機構の財務の健全性確保上適切な内容かどうか

2 前項の規定を達成するため、予算責任者は、毎四半期、予算の執行状況を確認し、業務執行理事会に報告するものとする。

(支出予算の執行)

第14条 支出予算の執行は、第12条の確認を受けた内容に従って起案された決裁完了後、各部が行うものとする。

第6章 予算の執行結果

(決算書の作成)

第15条 理事長は、執行結果を基に、決算書を作成する。

第7章 雑則

(その他)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。